

第6期流山市障害福祉計画・第2期障害児福祉計画(2020.7.28時点案)

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景

平成28年6月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)及び児童福祉法の一部を改正する法律」が公布(平成30年4月施行)され、『障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行う。』こととされました。

この改正法や社会保障審議会(障害者部会)での議論等を経て、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(令和二年厚生労働省告示第二百十三号)」(以下「国の基本指針」といいます。)が告示され、市町村が令和2年度から令和5年度までの障害福祉計画及び障害児福祉計画を作成するに当たって即すべき事項が示されました。

これを踏まえ、本市においても、第6期流山市障害福祉計画(以下「第6期障害福祉計画」といいます。)及び第2期流山市障害児福祉計画(以下「第2期障害児福祉計画」といいます。)を策定するものです。

なお、これまで本市では、障害児通所支援及び障害児相談支援(以下「障害児通所支援等」といいます。)の目標数値等を障害福祉計画のなかで示してきたことから、第2期障害児福祉計画についても、第6期障害福祉計画と一体的な計画として策定することとします。

2 計画の位置付け

各計画の位置付けについては、以下のとおりです。

(1) 第6期障害福祉計画

障害者総合支援法第88条に規定する「市町村障害福祉計画」として策定するものです。

この計画は、国の基本指針、県障害福祉計画に即したものとします。

(2) 第2期障害児福祉計画

児童福祉法第33条の20に規定する「市町村障害児福祉計画」として策定するものです。この計画は、国の基本指針、県障害児福祉計画に即したものとします。

3 上位計画との関わり

(1) 流山市地域福祉計画

「流山市地域福祉計画」は、社会福祉法第107条の規定に基づいて策定された計画で地域福祉を総合的に推進していくための基本的な指針を示したものです。

障害者・児に関わる部分については、特に地域における相談体制の充実、権利擁護、その他障害者・児の支援についての方向性や今後の取組等が示されています。第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画では、流山市地域福祉計画で示された部分について、事業の実効性や具体的な目標数値を中心にまとめています。

(2) 流山市障害者計画

「流山市障害者計画」は、障害者基本法第11条第3項に規定する市町村障害者計画であり、本市の障害者施策全般に関する基本的な計画として位置付けたものです。「流山市障害者計画」と「障害福祉計画及び障害児福祉計画」との関わりは以下のとおりです。

ア 第6期障害福祉計画

流山市障害者計画を着実に推進するための実施計画として、特に「障害福祉サービス」に係る目標数値を中心にまとめています。

イ 第2期障害児福祉計画

流山市障害者計画を着実に推進するための実施計画として、特に「障害児通所支援等」に係る目標数値を中心にまとめています。

4 基本的理念

第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画では、国の基本指針を踏まえ、次に掲げる点を基本的理念としています。

(1) 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障害者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害者等が必要とする障害福祉サービス等の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

(2) 障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施

障害者等が地域で障害福祉サービスを受けることができるよう市が実施主体であることを基本とし、障害福祉サービスの対象となる障害者等に対してサービスの充実を図るとともに、県の支援等を通じて引き続きサービスの均てん化を図ります。

また、発達障害者及び高次脳機能障害者については、従来から精神障害者に含まれるものとして障害者総合支援法に基づく給付の対象になっていること、難病患者等（障害者総合支援法で定める対象疾病）についても障害者総合支援法に基づく給付の対象になっていることを、引き続き周知し障害福祉サービスの活用を促します。

(3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害者等の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービスの提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取組

「第6次流山市障害者計画」では、『共に生き、共に築く、私たちのまち一流山』を基本理念に掲げ、障害者等が社会の対等な構成員として人権を尊重され、自己選択と自己決定の下に社会活動に参加・参画するとともに、社会の一員として責任を分担する共生社会の実現を目指しています。

第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画においても、この基本理念を共有し、障害の有無にかかわらず、地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合う、誰もが相互に人格と個性を尊重し支えあう地域共生社会の実現に向けた社会づくりを推進します。

また、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域資源の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組めます。その際、次に掲げる支援を一体的に実施する新たな事業の活用も含めて検討し、体制整備を進めます。

- (一) 地域の様々な相談を受け止め、自ら対応又はつなぐ機能、多機関協働の中核の機能及び継続的につながり続ける伴走支援を中心的に担う機能を備えた相談支援
- (二) 相談支援と一体的に行う、就労支援、居住支援など、多様な社会参加に向けた支援
- (三) ケアし支え合う関係性を広げ、交流や参加の機会を生み出すコーディネート機能及び住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保の機能を備えた支援

(5) 障害児の健やかな育成のための発達支援

障害児支援を行うにあたっては、障害児本人の最善の利益を考慮しながら、障害児の健

やかな育成を支援することが必要です。このため、障害児及びその家族に対し、障害の疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図るとともに、県の支援等を通じて引き続き障害児支援の均てん化を図ることにより、地域支援体制の構築を図ります。

また、障害児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

さらに、障害児が障害児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるというインクルージョンの考え方にに基づき、地域社会への参加を推進します。

加えて、人工呼吸器を装着しているなど日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児（以下「医療的ケア児」という。）が保健、医療、障害福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制の構築を目指します。

（６）障害福祉人材の確保

障害者の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障害福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材を確保していく必要があります。そのためには、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等、関係機関等と協力して取り組みます。

（７）障害者の社会参加を支える取組

障害者の地域における社会参加を促進するためには、障害者の多様なニーズを踏まえて支援すべきです。

特に、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成三十年法律第四十七号）を踏まえ、障害者が文化芸術を享受鑑賞し、又は創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障害者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。

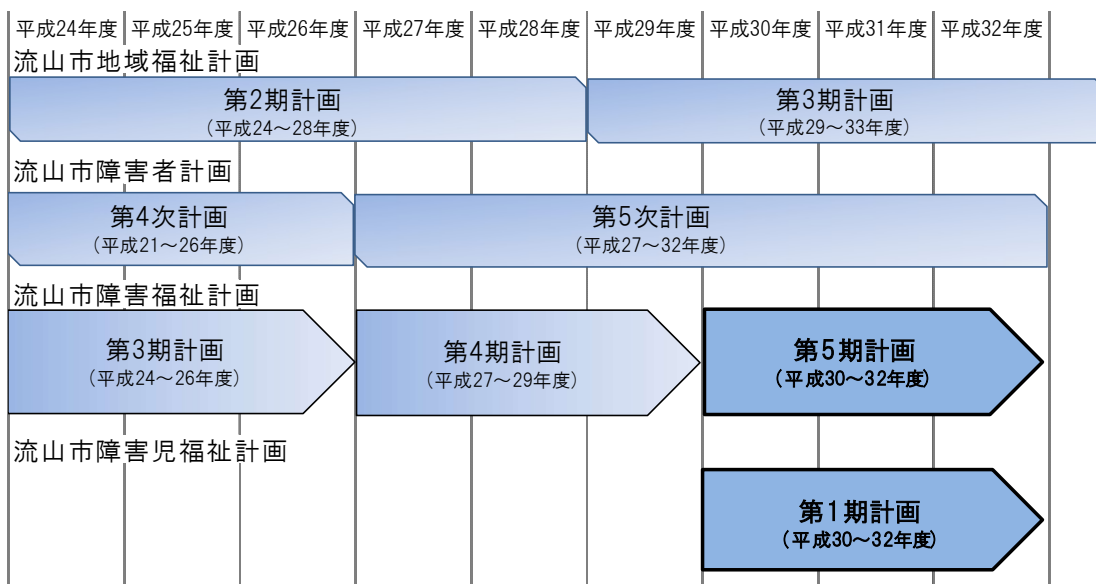
また、読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現のため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（令和元年法律第四十九号）を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備を計画的に推進します。

5 目的

第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画では、従前の計画（第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画：平成30～32年度）の実績と今後の課題を踏まえ、令和3年度から令和5年度までの3年間におけるサービスの提供体制の確保や推進のための取組を定めるとともに、障害福祉サービス及び障害児通所支援等に必要な供給量を見込むことを目的とします。

6 計画の期間

第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画は、令和3年度から令和5年度までの3年間で計画期間とします。



7 PDCAサイクル

(1) PDCAサイクルの活用

第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画では、PDCAサイクルを取り入れ、見直し等を実施します。

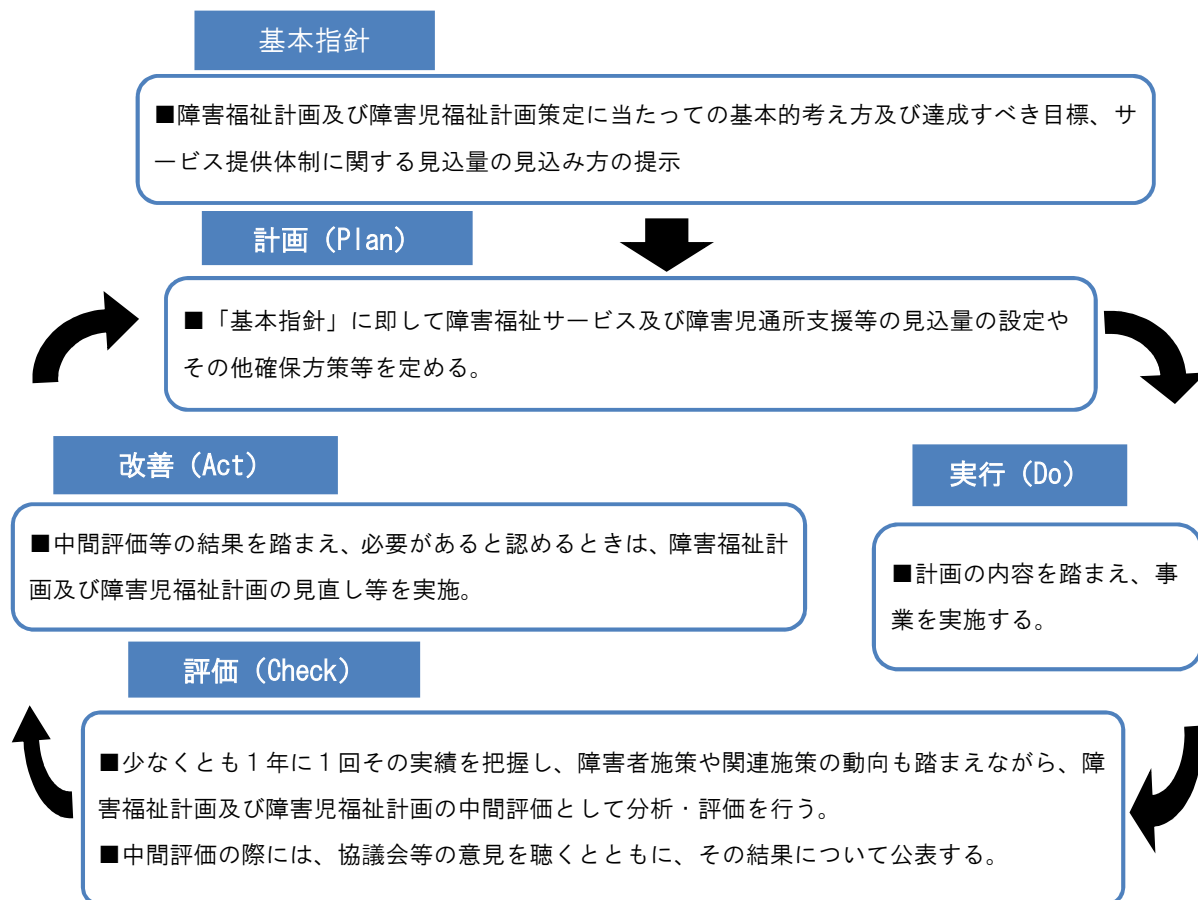
(2) PDCAサイクルの必要性

計画は、障害者等の生活に必要な障害福祉サービス、障害児通所支援等の提供の確保に向けて推進されるものであり、関係者が目標等を共有し、その達成に向けて連携するとともに、進捗状況を確認しながら、工夫や改善を積み重ね着実に取組を進めていくものです。

そのため、計画は3年ごとの見直しだけでなく、定期的に進捗状況を分析・評価し、課題がある場合には、随時対応していくことになります。

本市では、流山市福祉施策審議会、流山市障害者福祉推進会議、流山市地域自立支援協議会がそうした話し合いの場になります。

【第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画におけるPDCAサイクルのイメージ】



第2章 第4期流山市障害福祉計画(平成30～32年度)の評価

1 主な制度等の変遷

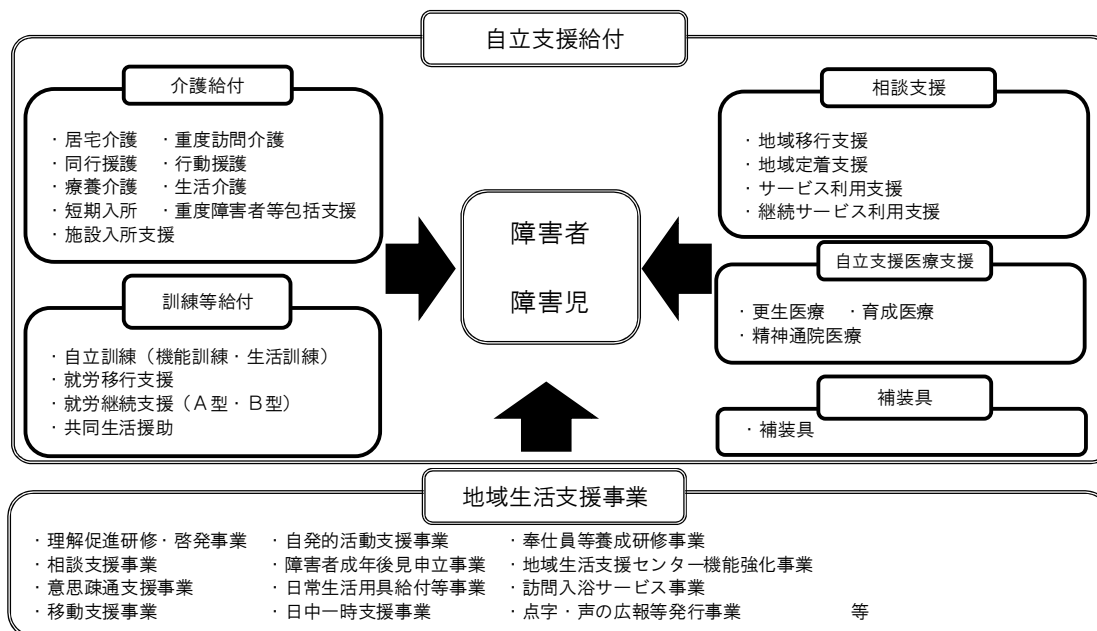
2 自立支援給付費及び児童通所給付費の推移

- (1) 自立支援給付費の推移
- (2) 障害児通所給付費の推移

3 障害者総合支援法に基づく事業及び児童福祉法に基づく事業の全体像

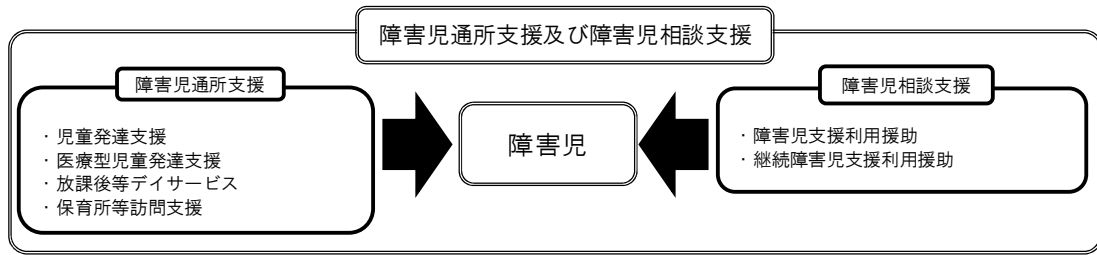
(1) 障害者総合支援法に基づく事業の全体像

障害者総合支援法によるサービスは大きく分けて「自立支援給付」と「地域生活支援事業」に分かれます。「自立支援給付」は障害者総合支援法に基づく基準で実施する事業（全国共通の事業）で、「地域生活支援事業」は地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な業務形態により実施するものです。



(2) 児童福祉法に基づく事業の全体像

児童福祉法に基づく基準で実施する「障害児通所支援等」は、「自立支援給付」と同様に全国共通の事業です。



4 障害者総合支援法に基づく事業及び児童福祉法に基づく事業のサービスの内容

各事業のサービス内容と利用できる方は、次のとおりとなっています。

(1) 自立支援給付

ア 介護給付

	サービスと内容	利用できる方
訪問系サービス	居宅介護（ホームヘルプサービス） ①入浴、排泄、食事、通院介助等の身体介護 ②調理、洗濯、掃除等の家事援助	障害支援区分が区分1以上（障害児にあってはこれに相当する心身の状態）である者
	重度訪問介護 身体介護、家事援助及び外出介護を総合的に 行います。	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方 で、二肢以上の麻痺があり、歩行、移乗、排泄が できない方 ※支援区分4以上
	重度障害者等包括支援 身体介護、家事援助及び外出介護を総合的に 行います。	寝たきり状態で四肢に麻痺があり、常時介護が必要 な気管切開されている方または最重度知的障害 者の方 ※支援区分6
	同行援護 移動に著しい困難を有する視覚障害者に対 し、移動の援護を行います。	視覚障害者で状態により身体介護を伴う場合と伴 わない場合に分かれます。 ※支援区分2以上
	行動援護 著しい行動障害のある障害者の外出時および 外出前後の介助を行います。	知的障害または精神障害により著しい行動障害の ある方で常時介護が必要な障害者（判定が必要と なります。） ※支援区分3以上
日中活動系サービス	生活介護 常に介護を必要とする人に、入浴、排泄、食 事の介護等を行うとともに、創作的活動又は 生産活動の機会を提供します。	常時介護が必要な障害者 ※施設入所者は50歳未満支援区分4以上、50歳以 上支援区分3以上 ※在宅等の方は50歳未満程度区分3以上、50歳以 上支援区分2
	自立訓練（機能訓練） 通所施設において理学療法士や作業療法士に よる身体的リハビリテーションや日常生活上 の支援を実施。	身体障害者
	自立訓練（生活訓練） 通所施設において食事や家事等の日常生活能 力の向上を図るための支援や相談を行う支援 を実施。	知的障害者、精神障害者
	就労移行支援 一般就労等への移行に向けて、事務所内や企 業における作業や実習を支援。	一般企業等へ就労を希望する障害者
	就労継続支援（A型） 雇用契約に基づく作業を通しての訓練施設	就労機会の提供を通じ生産活動にかかる知識及び 能力の向上が図れる障害者
	就労継続支援（B型） 雇用契約のない作業を通しての訓練施設	就労機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能 力の向上や維持が期待される障害者（雇用が困 難）
	就労定着支援 就労に伴う生活面の課題に対応するための支 援を実施します。	就労移行支援等を利用して一般就労をした障害者
	自立生活援助 一人暮らしに必要な生活力等を補うため、訪 問等により日常生活上の課題を把握し、必要 な支援を行います。	施設やグループホームを退所した障害者又は単身または家 族等と同居しているが支援が見込めない障害者

サービスと内容		利用できる方
日中活動系サービス	療養介護 医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。	①筋萎縮性側索硬化症(ALS)患者等気管切開を伴う人工呼吸器を利用している方 ※支援区分6以上 ②筋ジストロフィー患者又は重症心身障害者 ※支援区分5以上
	短期入所(ショートステイ) 短期間の宿泊型の施設支援	一時的に家族の介助が困難な方や宿泊訓練等利用希望の方 ※支援区分1以上
居宅系サービス	施設入所支援 施設入所者に夜間や休日、入浴、排泄、食事の介護を行います。	身体障害者、知的障害者であって、家庭内の介助が困難な方 ※50歳未満は支援区分4以上 ※50歳以上は支援区分3以上
	共同生活援助(グループホーム) 共同生活を行う住居で夜間や休日、相談や日常生活上の援助を行います。	身体障害者、知的障害者、精神障害者 ※支援区分1または非該当
相談支援	計画相談支援 相談支援専門員が総合的な援助方針等踏まえ、適切なサービスが受けられるよう、サービス等利用計画の作成や見直し等を行います。	障害福祉サービス又は地域相談支援(地域移行支援・地域定着支援)を利用する全ての障害者
	地域移行支援 地域での生活へ円滑に移行するために、訪問相談や同行支援等の支援を行います。	障害者支援施設に入所している障害者や精神科病院に長期入院している精神障害者
	地域定着支援 安定した地域生活が送れるように夜間等も含む緊急時における連絡、相談等の支援を行います。	居宅で単身生活をしている障害者等

イ 自立支援医療費

サービスと内容		利用できる方
自立支援医療	これまでの障害に係る公費負担医療(精神通院医療、更生医療、育成医療)が自立支援医療に変更	従来の精神通院医療、育成医療、更生医療の対象となる方と同様の疾病を有する者(一定所得以上の者を除く)

ウ 補装具費

サービスと内容		利用できる方
補装具	補装具の交付・修理 ①盲人用杖、義眼、眼鏡 ②補聴器 ③義手、義足、上下肢装具、座位保持装置、車いす、意思伝達装置等	①視覚障害者 ②聴覚障害者 ③肢体不自由障害者 で必要と認められる方

(2) 地域生活支援事業

ア 必須事業

	サービスと内容	利用できる方
理解促進研修・啓発事業	市民まつりでの各障害者団体等の出店、障害者の写真展、毎年障害者週間での障害者団体等の事業展示、障害者理解のためのシンポジウム等を開催しています。	障害者及びその家族、一般市民等
自発的活動支援事業	障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図ります。	障害者及びその家族、一般市民等
相談支援事業等	市町村相談支援事業 総合相談窓口として、市の相談窓口を充実します。	身体障害者、知的障害者、精神障害者、その他障害者と思われる方
	市町村相談支援機能強化事業 市の保健師、社会福祉士、精神保健福祉士等の専門資格を持つ職員が中心となり、一般的な相談支援事業に加え、困難ケース等への対応や相談支援事業者等への専門的な指導・助言を行います。また、「地域自立支援協議会」を設置し、相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言や、関係機関同士の連携を深めていきます。 さらに、身近な地域における専門的な相談機能として、すみれ、まほろば、PHARE、サポートセンター沼南へ相談事業を委託します。	身体障害者、知的障害者、精神障害者、その他障害者と思われる方
	住宅入居等支援事業 賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが保証人がいない等の理由により入居が困難な知的障害者又は精神障害者等に対し、入居に必要な調整等を行います。	知的障害者、精神障害者
障害者成年後見申立事業	①成年後見制度の利用支援事業 ・成年後見制度申し立てに要する経費及び後見人に係る費用の助成 ②成年後見制度法人後見支援事業 ・法人後見実施のための研修会の開催 ・法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築 ・法人後見の適性な活動のための支援	①身寄りのない障害者または成年後見制度に係る費用の捻出が困難な障害者 ②法人後見実施団体、法人後見の実施を予定している団体等
流山市奉仕員等養成研修事業	手話通訳者、要約筆記奉仕員、点訳奉仕員及び朗読奉仕員としての必要な技術等の習得のための養成研修の実施	聴覚障害者、視覚障害者及び音声言語機能障害者との交流並びに広報活動の支援者として期待される方
意思疎通支援事業	意思疎通を図ることに支障がある障害者等に手話通訳者、要約筆記者の派遣、手話通訳者の設置により意思疎通支援を実施	聴覚、音声機能又は言語機能障害者

サービスと内容		利用できる方
日常生活用具 給付等事業	介護・訓練支援用具 特殊寝台、特殊マット、移動リフト、入浴 担架、体位変換器等	重度肢体不自由者
	自立生活支援用具 入浴補助用具、聴覚障害者用通信装置、視 覚障害者用拡大読書器	重度肢体不自由者、聴覚障害者、視覚障害者
	住宅療養等支援用具 電気式たん吸引器、ネブライザー、盲人用 体温計等	呼吸器障害者、視覚障害者等
	情報意思疎通支援用具 点字器、人工咽頭等、携帯用会話補助装置 等	重度肢体不自由者、音声言語機能障害者
	排泄管理支援用具 ストマ用装具（蓄尿袋、蓄便袋等）	ぼうこう・直腸機能障害者
	住宅改修費 手すりの取り付け、段差の解消、洋室への 変更、洋式便器への変更等	重度肢体不自由者
移動支援事業	地域での自立生活及び障害者の社会参加 （買い物、余暇活動等）のための移動支援 （注：通院介助は訪問支援系の居宅介護と なります。）	全身性身体障害者（四肢重度障害）、知的障 害者、精神障害者であって、単独での外出が 困難な方
地域活動支援 センター機能 強化事業	地域活動支援センターⅠ型 日常生活支援、創作活動、交流活動等 を行ったり、様々な相談に応じ、支援や助言 を行います。	身体障害者、知的障害者、精神障害者
	地域活動支援センターⅡ型 デイサービスセンターに通い、入浴、給 食、日常動作訓練などを行います。	身体障害者
	地域活動支援センターⅢ型 雇用されることが困難な在宅の心身障害者 が、自活に必要な訓練を行うとともに、職 業を得て自立した生活を送ることを促しま す。	身体障害者、知的障害者、精神障害者

イ 任意事業

サービスと内容		利用できる方
日中一時支援事業	短時間の日帰り型の施設支援。	緊急時や一時的に家族での介助が困難等の方
訪問入浴サービス事業	家庭において簡易浴槽を利用しての入浴サービス。	家庭用の浴槽での入浴が困難な中学生から64歳までの重度身体障害者（肢体不自由で1級または2級）
更生訓練費	身体障害者施設に入所（または通所）し、更生訓練を受けている者に対して、訓練と通所のための経費を支給し、社会復帰の促進を図ります。	身体障害者施設にて更生訓練を受けている身体障害者
知的障害者職親委託制度	職親に知的障害者を預け、職親の下でその更生に必要な指導訓練を行うことにより社会生活や日常生活上の援助を行います。	知的障害者
点字・声の広報等発行事業	ながれやま点訳会、流山音訳グループにより、流山市広報、市公文書、各種文書情報等の点訳及び視覚障害者への朗読等を行うものです。	視覚障害者
奉仕員養成研修事業	点訳奉仕員、朗読奉仕員、要約筆記奉仕員、手話通訳奉仕員の養成研修を行うものです。	市内在住または在勤者
自動車運転免許取得・改造助成事業	①身体障害者の社会参加のための運転免許取得に要した経費の一部を助成します。 ②障害者自身が運転するための自動車改造に要した経費の一部を助成します。	①運転免許取得 身体障害者、知的障害者 ②自動車改造 身体障害者であって自ら運転する方

(3) 障害児通所支援等

サービスと内容		利用できる方
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。	未就学の障害児
医療型児童発達支援	児童発達支援及び治療を行います。	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要な障害児
放課後等デイサービス	授業の終了後又は学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行います。	学校に就学している障害児
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。	保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、認定こども園等の児童が集団生活を営む施設に通う障害児
居宅訪問型児童発達支援	障害児の居宅を訪問して発達支援を行います。	重度の障害等により外出が著しく困難な障害児
障害児相談支援	障害児通所支援の申請に係る支給決定前に、障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後にサービス事業者等との連絡調整を行うとともに、障害児支援利用計画の作成を行います。	通所給付決定の申請若しくは変更の申請に係る障害児の保護者

5 各事業の実績

各事業について、第6期流山市障害福祉計画（平成30年度～令和2年度）における各サービス等の実績と策定時の見込みについて整理しました。各表の数値のうち、平成30及び令和元年度については実績値を記載しており、（ ）内は第5期計画策定時の見込量を記載しています。令和2年度の実績値（利用時間、利用者数、事業費等）は、令和2年6月時点の見込みに基づいたものであり、最終的な実績値は令和2年度中に整理します。

また、各サービスの利用対象者については、身（身体障害者）、視（身体障害者のうち、視覚障害者）、聴（身体障害者のうち、聴覚障害者）、知（知的障害者）、精（精神障害者）、発（発達障害者）難（難病）、児（障害児）のマークで表記しています。

（1） 自立支援給付事業の実績

ア 訪問系サービス

（居宅介護・重度訪問介護 身知精発難児・同行援護 視・行動援護 知精発）

訪問系サービスは、ホームヘルパー等が障害者等の居宅を訪問して介護や家事援助等の必要な援助を行うものです。具体的なサービスとして、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援があります。

サービス利用時間については、一人当たりの利用時間数の増加に伴い居宅介護及び重度訪問介護において増加傾向にあります。一方、同行援護及び行動援護においては減少傾向にあります。

利用者数については、居宅介護においては介護保険サービスとの併給の増加に伴い増加傾向にあります。一方、重度訪問介護及び同行援護においては減少傾向にあります。

令和2年度の実績（推計値）については、サービス利用時間及び利用者数ともに新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言の影響により減少が見込まれます。

サービス種別	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
居宅介護	利用時間 【時間/月】	2,293 (2,213)	2,585 (2,369)	2,531 (2,541)
	利用者数 【人/月】	149 (142)	152 (152)	146 (163)
重度訪問介護	利用時間 【時間/月】	588 (430)	615 (430)	571 (430)
	利用者数 【人/月】	4 (4)	3 (4)	3 (4)
同行援護 (視覚障害者)	利用時間 【時間/月】	489 (513)	406 (550)	241 (587)
	利用者数 【人/月】	28 (31)	26 (34)	20 (37)
行動援護	利用時間 【時間/月】	41 (68)	36 (79)	28 (90)
	利用者数 【人/月】	4 (6)	4 (7)	4 (8)

イ 日中活動系サービス **身知精難発児**

日中活動系サービスは、常に介護を必要とする人に、主に日中において通所等により必要な介護や訓練、支援等を提供するものです。具体的なサービスとしては、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労定着支援、就労継続支援、療養介護、短期入所があります。就労系サービスの利用ニーズは高く今後も増加していく見通しです。また、一般就労への移行後の就労定着支援についてもニーズが高まっていく見通しです。

平成30年度から新たに実施された就労定着支援の利用者数は増加傾向にあります。

令和2年度の実績（推計値）の短期入所については新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言の影響により利用者数の減少が見込まれます。

サービス種別	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
生活介護	利用日数 【日/月】	3,662 (3,451)	3,882 (3,529)	4,015 (3,607)
	利用者数 【人/月】	189 (169)	204 (173)	209 (177)
自立訓練 (機能訓練)	利用日数 【日/月】	0 (23)	5 (23)	16 (23)
	利用者数 【人/月】	0 (1)	1 (1)	1 (1)
自立訓練 (生活訓練)	利用日数 【日/月】	136 (140)	133 (140)	228 (140)
	利用者数 【人/月】	12 (12)	12 (12)	15 (12)
就労移行支援	利用日数 【日/月】	680 (504)	821 (519)	994 (535)
	利用者数 【人/月】	39 (28)	50 (29)	56 (30)
就労定着支援	利用者数 【人/月】	4 (4)	18 (4)	23 (4)
就労継続支援A型	利用日数 【日/月】	962 (927)	1,052 (1,085)	1,196 (1,223)
	利用者数 【人/月】	54 (47)	55 (55)	62 (62)
	市内事業所数	5 (3)	3 (3)	3 (4)
就労継続支援B型	利用日数 【日/月】	3,218 (3,465)	3,411 (3,653)	3,353 (3,805)
	利用者数 【人/月】	193 (193)	206 (203)	199 (212)
	市内事業所数	10 (11)	12 (12)	14 (13)
療養介護	利用日数 【日/月】	268 (348)	243 (391)	247 (434)
	利用者数 【人/月】	9 (12)	8 (14)	8 (15)
	関連施設数	1 (1)	1 (1)	1 (1)
短期入所	利用日数 【日/月】	486 (566)	487 (635)	251 (704)
	利用者数 【人/月】	92 (96)	86 (102)	62 (108)
	市内事業所数	2 (2)	3 (2)	3 (2)

ウ 居住系サービス **身 知 精 発 難**

居住系サービスは、主に夜間において、施設や共同生活を行う住居に必要な援助を提供します。共同生活援助（グループホーム）については、平成26年度から共同生活介護（ケアホーム）との一元化が図られ平成30年度以降も増加傾向にあります。

平成30年度から新たに実施された自立生活援助の利用者数は増加傾向にあります。

グループホームへの移行など地域移行が進んでいることから施設入所者は減少傾向にあります。また、グループホームの増加は自立、親亡き後を見据えて選択する傾向が高くなっています。

サービス種別	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
施設入所支援	利用者数 【人/月】	58 (58)	57 (57)	55 (56)
共同生活援助 (グループホーム)	利用者数 【人/月】	108 (142)	130 (153)	143 (164)
宿泊型自立訓練	利用者数 【人/月】	2 (4)	3 (4)	4 (4)
自立生活援助	利用者数 【人/月】	0 (4)	3 (4)	8 (4)

エ 補装具費 **身 難 児**

補装具費は、障害者が日常生活を送る上で必要な移動等の確保や、就労場面における能率の向上を図ること及び障害児が将来、社会人として独立自活するための素地を育成助長することを目的として、身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完・代替する用具について、購入又は修理に要した費用の額の一部を助成するものです。

補装具は突発的な故障による修理等があり、給付件数は年度により増減がありますが、大きな変化は見られず、給付合計数に関しては年々少しずつ増加してきています。

給付種別	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
義肢	給付件数 【件/年】	14	16	24
装具	給付件数 【件/年】	63	81	70
補聴器	給付件数 【件/年】	86	80	88
車椅子	給付件数 【件/年】	45	63	62
その他補装具	給付件数 【件/年】	71	72	73
合計	給付件数 【件/年】	279	312	317

オ 自立支援医療給付（更生医療 ・育成医療

自立支援医療給付は、心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担を軽減する公費負担医療制度で、自立支援医療指定医療機関での治療が対象となります。

更生医療は、身体障害者手帳の交付を受けている方が対象になります。身体手帳所持者数にあまり変化はありませんが、人工腎臓による血液透析や抗HIV治療等の対象者の増加により、利用者数が増加しています。

また、育成医療は、18歳未満の児童で心臓手術や口唇口蓋裂の手術や治療等が対象になります。年少人口の増加に伴い、育成医療についても利用者数は増加しています。

給付種別	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
更生医療	利用者数【人/月】	127	137	150
育成医療	利用者数【人/月】	25	17	20
合計	利用者数【人/月】	152	154	170

カ 計画相談支援（サービス等利用計画の作成）

計画相談支援は、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、サービス提供事業者等との連絡調整等を行うほか、サービス等利用者計画作成や地域移行支援、地域定着支援等を行うものです。

計画相談支援については、利用者数が増加傾向にあり、事業所の増加や相談しながらサービスを利用したいというニーズが要因として考えられます。

地域定着支援については、緊急時（24時間）に対応できる事業所がなく、利用者もいなかったことから0件となっています。

サービス種別	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
計画相談支援	利用者数【人/月】	128 (140)	167 (156)	212 (172)
地域移行支援	利用者数【人/月】	1 (1)	1 (1)	0 (1)
地域定着支援	利用者数【人/月】	0 (1)	0 (1)	0 (1)

キ 自立支援給付事業費

自立支援給付事業費は、一部のサービス等で減額があるものの、総額では増加し続けています。平成30年度から令和元年度（決算見込額）についても約2億1,740万円の増額となっており、前年比約111.7%の増加となっています。人口増加や制度の周知が進み、地域生活を考えるうえでサービスを利用するという選択肢が浸透してきたことなど、複数の要因が考えられます。

単位：円

サービス等種別	平成30年度	令和元年度	令和2年度
居宅介護	147,213,436	177,646,466	196,436,744
重度訪問介護	21,137,188	21,971,867	26,195,294
同行援護	15,941,253	14,484,369	19,247,568
行動援護	2,415,706	2,054,138	3,317,983
小計（訪問系サービス）	186,707,583	216,156,840	245,197,589
生活介護	551,244,160	581,505,154	640,011,185
自立訓練（機能訓練）	0	282,049	0
自立訓練（生活訓練）	12,997,332	13,929,851	15,778,178
就労移行支援	83,083,821	104,938,084	105,163,176
就労継続支援A型	82,879,497	115,080,619	116,914,430
就労継続支援B型	292,695,195	311,331,517	339,744,860
就労定着支援	1,614,659	5,683,028	6,361,875
療養介護	27,022,580	25,120,860	32,325,753
短期入所	56,033,178	49,507,591	67,095,172
自立生活援助	0	659,980	373,616
小計（日中活動系サービス）	1,107,570,422	1,208,038,733	1,323,768,245
施設入所支援	100,089,309	99,689,971	125,951,436
共同生活援助	218,062,240	280,400,892	273,959,280
宿泊型自立訓練	3,773,196	5,723,844	4,525,356
小計（居宅系サービス）	321,924,745	385,814,707	404,436,072
補装具	28,347,249	35,286,389	31,164,938
自立支援医療	163,923,085	172,028,570	209,735,647
計画相談支援	23,943,493	30,132,780	30,022,170
地域移行支援	81,552	53,808	83,183
地域定着支援	0	0	0
補足給付費等	19,444,132	21,833,244	23,294,160
小計（その他サービス等）	235,739,511	259,334,791	294,300,098
自立支援給付費合計	1,851,942,261	2,069,345,071	2,267,702,004

(2) 地域生活支援事業の実績

【必須事業】

ア 相談支援事業 身知精発難児

相談支援事業は、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報提供等の便宜を供与することや権利擁護のために必要な援助を行うものです。

相談件数は年々増加しており、その相談内容も複合的な課題を含むなど、多様化・複雑化しています。また、8050問題に関連する相談も増加しており、他分野の関係機関との連携も求められています。

サービス種別	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
委託相談支援	利用者数 【人/年】	7,625 (6,520)	7,749 (6,520)	8,070 (6,520)
	事業所数 【箇所】	4 (4)	4 (4)	4 (4)
成年後見制度利用支援	取扱件数 【件/年】	3 (3)	1 (4)	3 (5)

イ 意思疎通支援事業 聴児

意思疎通支援事業は、聴覚、平衡機能、音声機能又は言語機能の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に、手話通訳者等の派遣等を行い、意思疎通を図る事業です。手話通訳者の派遣件数は年々増加傾向にありましたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で派遣回数減少しています。

サービス種別	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
設置手話通訳者	設置人数 【人/年】	1 (1)	1 (1)	1 (1)
	設置体制 【日/週】	週5日 (5)	週5日 (5)	週5日 (5)
手話通訳者派遣	登録者数 【人/年】	11 (12)	11 (13)	11 (14)
	派遣件数 【件/年】	330 (285)	340 (300)	250 (315)
要約筆記者派遣	登録者数 【人/年】	6 (6)	5 (6)	5 (7)
	派遣件数 【件/年】	133 (112)	124 (127)	70 (142)

ウ 日常生活用具 **身知精難発児**

日常生活用具給付事業は、障害者に対し介護支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具等の日常生活用具を給付するものです。

給付種別ごとの実績は、年度によって増減がありますが、ストマ用装具を含む排泄管理支援用具は、対象者が増え年々増加傾向にあります。

給付種別	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
介護・訓練支援用具	給付件数 【件/年】	6 (8)	3 (8)	5 (8)
自立生活支援用具	給付件数 【件/年】	19 (24)	15 (24)	15 (24)
在宅療養等支援用具	給付件数 【件/年】	26 (27)	22 (27)	25 (27)
情報・意思疎通支援用具	給付件数 【件/年】	18 (31)	25 (31)	25 (31)
排泄管理支援用具	給付件数 【件/年】	2,876 (2943)	3,003 (3029)	3,157 (3115)
住宅改修費	給付件数 【件/年】	2 (8)	1 (8)	2 (8)
合計	給付件数 【件/年】	2,947 (3,041)	3,069 (3,127)	3,229 (3,213)

エ 移動支援 **身知精発難児**

移動支援事業は、障害者等が地域生活をするうえで、外出等をする際に移動が困難であるため、外出のための支援を行うことにより、自立支援と社会参加の促進を目指すものです。移動支援事業の利用は、遠距離の外出が増えたことや外出内容（プール利用等）の変化により、利用者時間が増加傾向にあります。

サービス種別	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
移動支援	事業所数 【箇所】	48 (50)	44 (55)	50 (60)
	利用者数 【人/年】	90 (95)	86 (99)	91 (103)
	利用時間 【時間/年】	6,804 (7,040)	6,851 (7,336)	8,141 (7,633)

オ 地域活動支援センター機能強化事業 **身知精発難児**

地域活動支援センターⅠ型は、日常の生活支援、創作活動、交流活動等や、様々な相談に応じ支援・助言を行うものです。地域活動センターⅡ型は、身体障害者デイサービスセンターに通い、入浴、給食、日常動作訓練などを行います。地域活動センターⅢ型は、雇用されることが困難な在宅の心身障害者が、自活に必要な訓練を行うとともに、職業を得て自立した生活を送ることを促すものです。

I型、II型については、施設が固定されているため大きな変化ありませんでしたが、III型事業所は、令和元年度及び2年度に事業所数が減少したことに伴い、利用者数が減少しました。

給付種別	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
地域活動支援センターⅠ型	事業所数 【箇所】	1 (1)	1 (1)	1 (1)
	利用者数 【人/年】	81 (80)	82 (80)	80 (80)
地域活動支援センターⅡ型	事業所数 【箇所】	1 (1)	1 (1)	1 (1)
	利用者数 【人/年】	32 (41)	29 (43)	28 (45)
地域活動支援センターⅢ型	事業所数 【箇所】	5 (6)	4 (6)	3 (6)
	利用者数 【人/年】	26 (33)	24 (34)	22 (35)
合計	事業所数 【箇所】	7 (8)	6 (8)	5 (8)
	利用者数 【人/年】	139 (154)	135 (157)	130 (160)

【任意事業】

カ 日中一時支援事業 身知精発難児

日中一時支援事業は、日中一時支援事業者に障害者を預け、日中における活動の場を提供するものです。近年の人口増加に伴い利用者が増加傾向にあります。また、障害児の保護者の就労等により、一時的に障害児を預ける世帯が増加していることも要因として考えられます。

サービス種別	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
日 中 一 時 支 援	事業所数 【箇所】	35 (28)	33 (28)	30 (28)
	利用者数 【人/年】	200 (155)	210 (155)	220 (155)

キ 訪問入浴サービス事業 身難児

訪問入浴サービス事業は、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障害者の清潔の保持、心身機能の維持等を図るものです。訪問入浴サービスの利用者に大きな変化は見られませんが、対応できる事業者に限りがあり、継続的したサービスの確保が必要となります。

サービス種別	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
訪問入浴サービス	事業所数 【箇所】	2 (2)	2 (2)	2 (2)
	利用者数 【人/年】	9 (8)	9 (8)	10 (8)

ク 知的障害者職親委託制度 知

知的障害者職親委託制度は、知的障害者・児の自立更生を図るため、一定期間、知的障害者の更生援護に熱意を有する事業経営者に預け、生活指導及び技能習得訓練等を行うものです。平成30年度末で利用者が就労継続支援B型に移行したため、令和元年度以降の利用実績はありません。現在は就労機会が拡大しているため、今後も利用の見込みはありません。

サービス種別	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
知的障害者職親委託制度	事業所数 【箇所】	1 (1)	0 (1)	0 (1)
	利用者数 【人/年】	1 (1)	0 (1)	0 (1)

ケ 自動車運転免許取得・改造費助成事業

(自動車運転免許取得 身知・自動車改造費助成 身)

自動車運転免許・改造費助成事業は、自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部(10万円を限度)を助成するものです。年度ごとに利用者の増減があり、年間1~2件で推移しています。

サービス種別	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
自動車運転免許取得 改造費助成事業	利用者数 【人/年】	4 (2)	3 (2)	3 (2)

コ 点字・声の広報等提供事業 視児

点字・声の広報等提供事業は、市の広報からの情報入手が困難な視覚障害者に対してボランティア団体による点訳及び音訳活動により点字や声の広報を定期的に提供するものです。利用者については、近年大きな変化はありませんでしたが広報発行回数が令和元年3月から新型コロナウイルス感染症の影響で減少しています。令和2年度においても減少する見込みです。

サービス種別	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
点字・声の広報等提供事業	点字利用者 【人/年】	3 (1)	4 (1)	4 (1)
	声の広報利用者 【人/年】	20 (21)	23 (21)	23 (21)
	広報発行回数 【回/年】	36 (37)	35 (37)	27 (37)

サ 地域生活支援事業費

平成30年度と令和元年度では大きな変化は見られませんでした。令和2年度では、地域生活拠点の整備に伴う相談支援委託料の増加及び訪問入浴サービスの利用回数に係る制度改正による増加が見込まれます。また、日中一時支援や移動支援については、新型コロナウイルス感染症感染拡大による利用減少の影響から増加額は減少することが予想されます。

単位:円

給付種別	平成30年度	令和元年度	令和2年度
日常生活用具	30,539,796	31,775,848	31,608,689
地域活動支援センター	26,206,715	26,403,191	26,445,315
移動支援	16,935,750	16,856,809	20,027,448
日中一時支援	31,500,136	32,418,033	33,002,068
訪問入浴サービス	3,505,500	4,341,500	8,892,000
委託相談支援	14,564,000	14,564,000	16,688,000
知的障害者職親委託制度	360,000	0	0
自動車運転免許取得・改造費助成事業	400,000	264,700	300,000
合計	124,011,897	126,624,081	136,963,520

(3) 利用者の負担軽減策

ア 複数サービスの負担軽減 **身知精発難児**

複数サービスの負担軽減は、自立支援給付（介護給付、訓練等給付、補装具等）及び地域生活支援事業（日常生活用具の給付、移動支援、地域活動支援センター等）のサービスを併用する利用者が、サービスの数に比例して負担が増大することのないように「総合上限額」を設定し負担軽減を図るものです。複数のサービスを併用して利用する方が増えており、見込みを上回っています。

サービス種別	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
複数サービスの負担軽減	利用者数 【人/年】	32 (30)	47 (35)	66 (40)
	事業費 【円】	422,868	535,543	767,052

イ 流山市グループホーム等入居者家賃補助 身知精発難

グループホーム等の入居者がグループホーム等へ支払った家賃の一部を補助するもので2分の1に相当する額について、月額2万5千円を限度として助成するものです。グループホーム入居者は、地域移行や自立を希望する障害者の増大により増加傾向にあり、事業費も伸びています。

サービス種別	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
流山市グループホーム等家賃補助	利用者数 【人/年】	92 (108)	110 (115)	122 (122)
	事業費 【円】	12,787,986	15,761,822	17,307,426

ウ 流山市障害者支援施設等通所交通費助成 身知精発難

障害者支援施設等に通所している障害者等及びその介護者に対し、通所に要する交通費の一部を助成することにより、経済的負担を軽減するものです。利用者数については、障害者等の就労意欲の向上とともに毎年増加して見込みを上回る利用者数となっています。

サービス種別	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
流山市障害者支援施設等通所交通費助成	利用件数 【件/年】	369 (322)	413 (327)	439 (332)
	事業費 【円】	7,262,250	7,887,370	7,953,720

エ 流山市障害者等就労支援施設利用者負担金助成 身知精発難

就労支援施設を利用する障害者等の施設利用料を助成することにより、障害者等の就労を支援し、利用者負担の軽減を図るとともに、障害者等の社会参加の促進及び自立を図るもので近隣市の中では本市独自の制度になります。助成対象は、本人が課税の場合に限られるため、利用者は限定的ですが、障害者等の就労意欲の向上や復職を希望する障害者の増加により利用者数が増加しています。

サービス種別	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
流山市障害者等就労支援施設 利用者負担金助成	利用者数 【人/年】	30 (25)	44 (26)	49 (27)
	事業費 【円】	1,919,891	2,855,254	3,056,000

オ 重度障害者医療費及び特定疾病者医療費助成 身知精

重度の障害者や特定疾病者が安心して医療を受けられ、健康の保持や生活の安定を図ることを目的に、医療費の自己負担額に係る一部を助成するものです。平成27年8月から現物給付化により利便性が向上したことで、利用件数は増加していましたが、近年において、給付件数は年度により増減を繰り返しています。

また、令和2年8月から精神手帳1級所持者の給付内容が拡大するため、令和2年度から事業費が増大することが予想されます。

サービス種別	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
重度障害者医療費 及び 特定疾病者医療費助成	利用件数 【件/年】	21,904	21,043	21,245
	事業費 【円】	253,270,038	249,145,163	272,296,000

カ 精神障害者入院医療費助成 精発

精神障害者が精神疾患の治療のために支払った入院医療費の保険診療内医療費自己負担分の4分の1に相当する額について、月額1万円を限度として助成するものです。近年の新規入院患者の入院期間は減少傾向にあり約9割が1年以内退院になることが多くなっています。利用件数は一定の水準を保ったまま大きな変化はありません。

サービス種別	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
精神障害者入院医療費助成	利用件数 【件/年】	218	218	172
	事業費 【円】	1,686,200	2,529,200	1,993,000

キ 在宅障害者一時介護料助成 身知精発児

在宅障害者(児)を介護している保護者が疾病等の理由により家庭内での介護が困難と

なり、一時的に介護人に委託した場合の、介護委託料及び介護証明手数料の一部を助成するものです。利用者数は新型コロナウイルス感染症感染拡大により他者に介護を依頼することを控えた影響で減少傾向にあります。

サービス種別	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
在宅障害者一時介護料助成	利用者数 【件/年】	410 (514)	338 (514)	338 (514)
	事業費 【円】	1,442,000	1,537,900	1,587,210

ク 障害者住宅改造助成事業 身

在宅の重度身体障害者(児)のために、住宅の一部を改造する必要がある場合の改造費用の一部を助成するものです。年度ごとに利用増減があり、年間5件程度で推移していましたが、近年利用者数が減少して0～1人になっています。

サービス種別	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
障害者住宅改造助成事業	利用者数 【人/年】	0 (5)	1 (5)	1 (5)
	事業費 【円】	0	271,000	300,000

ケ 福祉タクシー利用補助 身 知 精

在宅の重度障害者(児)が、市と契約した福祉タクシーを利用した場合に、その運賃の一部を助成するものです。令和元年度は新型コロナウイルス感染症の影響で少し落ち込みましたが、障害者の積極的な社会参加と生活圏の拡大が進んでいるため、利用者数及び事業費は年々増加傾向にありましたが、令和元年度及び令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症対策として、透析患者の通院手段を確保するため希望する透析患者の発行枚数を増やしたため、事業費は増加する見込みです。

サービス種別	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
福祉タクシー利用補助	利用者数 【人/年】	1,271 (1,313)	1,262 (1,348)	1,303 (1,383)
	事業費 【円】	21,434,560	19,682,170	21,790,464

コ 重度障害者自動車燃料費助成 身 知 精

在宅の重度障害者(児)が、市指定の燃料取扱所で給油した場合に、その自動車の燃料費の一部を助成するものです。福祉タクシー利用補助と同様に障害者の積極的な社会参加と生活圏の拡大が進んでいるため、利用者数及び事業費は年々増加傾向にありますが、令和元年度及び令和2年度は、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響で外出を控えることにより利用減少が見込まれています。

サービス種別	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
重度障害者自動車燃料費助成	利用者数 【人/年】	1,318 (1,350)	1,281 (1,384)	1,293 (1,418)
	事業費 【円】	14,665,050	14,354,100	14,049,850

(4) 障害児通所支援等の実績

ア 障害児通所支援等 児

児童発達支援、放課後等デイサービス及び障害児相談支援については、各サービスの利用日数、利用者数は、概ね増加傾向となっています。年少人口の増加により障害児通所サービスの利用者が増加していることやサービス利用についての垣根が低くなっていることが考えられ、以前よりも保護者の障害に対する理解が深まってきていると考えられます。

令和2年度の実績(推計値)の児童発達支援については新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言の影響により利用日数の大幅な減少が見込まれます。

サービス種別	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
児童発達支援	利用日数 【日/月】	2,033 (1,510)	2,359 (1,637)	1,600 (1,836)
	利用者数 【人/月】	187 (122)	235 (136)	249 (149)
医療型児童発達支援	利用日数 【日/月】	0 (3)	1 (3)	0 (3)
	利用者数 【人/月】	0 (1)	1 (1)	0 (1)
居宅訪問型児童発達支援	利用日数 【日/月】	0 (3)	0 (3)	0 (3)
	利用者数 【人/月】	0 (1)	0 (1)	0 (1)
放課後等デイサービス	利用日数 【日/月】	2,913 (2,762)	3,364 (3,241)	3,555 (3,720)
	利用者数 【人/月】	224 (154)	268 (181)	295 (208)
	市内事業所	20 (20)	20 (22)	20 (24)
保育所等訪問支援	利用日数 【日/月】	6 (6)	4 (7)	1 (8)
	利用者数 【人/月】	4 (5)	3 (6)	2 (7)
障害児相談支援	利用者数 【人/月】	70 (86)	77 (107)	105 (128)
	市内事業所	7 (8)	10 (9)	10 (10)

イ 障害児通所給付費

子育て世代の流入により、年少人口も増加傾向にあります。それに伴って障害児通所給付費も年々増加しており、過去5年間の平均増加率は13.4%を超えていますが、近年は増加率が緩やかになってきています。また、令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により通所を控える利用者もいたことから、増加率は抑制されることが予想されます。

単位：円

給付種別	平成30年度	令和元年度	令和2年度
児童発達支援	280,723,464	349,696,784	418,894,057
医療型児童発達支援	0	44,980	153,604
放課後等デイサービス	342,800,320	400,095,634	524,025,428
保育所等訪問支援	1,143,363	750,746	1,403,449
居宅訪問型児童発達支援	0	0	0
障害児相談支援等	13,482,523	14,379,728	20,641,087
合計	638,149,670	764,967,872	965,117,625

第3章 障害福祉サービス等の見込量

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

令和元年度末時点における施設入所者の6%を令和5年度末までに地域生活へ移行するとともに、令和5年度末時点における福祉施設入所者を、令和元年度末時点から1.6%削減します。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、目標値を次に掲げるとおり設定します。

① 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数

精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均に関する令和5年度における目標値を設定します。

当該目標値の設定に当たっては、精神障害者の精神病床からの退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とすることを基本とします。

② 精神病床における1年以上長期入院患者数(65歳以上、65歳未満)

令和5年度末の精神病床における65歳以上の1年以上長期入院患者数及び令和5年度末の精神病床における65歳未満の1年以上長期入院患者数を、目標値として設定します。

③ 精神病床における早期退院率(入院後3か月時点、入院後6か月時点、入院後1年時点)

入院中の精神障害者の退院に関する目標値として、入院後3か月時点の退院率、入院後6か月時点の退院率及び入院後1年時点の退院率に関する令和5年度における目標値を設定します。

目標値の設定に当たっては、入院後3か月時点の退院率については69%以上とし、入院後6か月時点の退院率については86%以上とし、入院後1年時点の退院率については92%以上とすることを基本とします。

(3) 地域生活支援拠点等有する機能の充実

地域生活支援拠点等について、令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討します。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設から一般就労への移行等に係る国の基本指針を踏まえ、以下の項目を本市の目標として設定しました。

ア 福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定します。当該目標値の設定に当たっては、令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とします。

イ 就労移行支援事業については、令和元年度の一般就労への移行実績の1.30倍以上とします。

ウ 就労継続支援A型事業については令和元年度の一般就労への移行実績の1.26

倍以上、就労継続支援B型事業については1.23倍以上を目指します。

エ 就労定着支援事業の利用者数については、就労定着支援事業の事業所数等を踏まえた上で、令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とします。

オ 就労定着支援事業の就労定着率（過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数の割合をいう。）については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とします。

（5）障害児支援の提供体制の整備等

①重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和5年度末までに、児童発達支援センターを少なくとも1カ所以上設置します。

また、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、令和5年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築します。

②主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるように、令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を少

なくとも1カ所以上確保します。

③医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置します。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

令和5年度末までに、相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保します。

(7) 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

令和5年度末までに、障害福祉サービス等に係る各種研修の活用、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有及び都道府県による指導監査結果の共有等、サービスの質の向上を図るための取組みに係る体制を構築します。

(8) 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための対応

感染症拡大防止のため各事業所へ情報提供を行います。また、感染症拡大防止対策について各事業所と連携して取り組みます。